

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件	二〇九
○国土調査として指定した件	二一〇
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件	二一〇
公 告	
○一般競争入札を行う件	二二一
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二二三
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	二二三
福島県議会	
○福島県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程	二二三

告 示

福島県告示第二百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和六年四月九日から同年八月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び矢吹町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年四月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイユーエイト新矢吹店 福島県西白河郡矢吹町新町百八十六番十八ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ダイユーエイト
代表者の氏名 代表取締役社長 柳沼 忠広
住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地
大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ダイユーエイト
代表者の氏名 代表取締役社長 柳沼 忠広
住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地
大規模小売店舗の新設をする日
令和六年十一月二十七日
 - 二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四千七百七十二平方メートル
 - 三 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 四 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 二百四十六台
 - 五 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 二十二台
 - 六 荷さばき施設的位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 百二十平方メートル
 - 七 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）容量 十八立方メートル
 - 八 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
（一）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（二）開店時刻 午前六時三十分
（三）閉店時刻 午後九時
 - 九 乗客が駐車場を利用することができる時間帯
（一）午前六時から午後九時三十分まで
（二）駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（三）数 三箇所
（四）位置 別紙図面のとおり
 - 十 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
（一）午前六時から午後十時まで
（二）届出年月日
令和六年三月二十六日
- （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第二百六十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として令和六年四月九日次のとおり指定した。

令和六年四月九日

福島県知事 内堀 雅雄

（商業まちづくり課）

一 調査を行う者の名称

金山町

二 調査地域

金山町大字横田字浜子、松木平

三 調査期間

令和六年四月九日から令和七年三月三十一日まで

（農村計画課）

福島県告示第二百六十六号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図書は、福島県土木部河川計画課及び福島県南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年四月九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 河川の名称

一級河川阿武隈川水系藤野川

二 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

三 河川管理施設の位置

白河市関辺引目橋八十三番地先から白河市関辺引目橋六十八番地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 白河市長 鈴木 和夫 白河市八幡小路七番地一

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る

六 同法第二十二條第一項又は第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。）
管理の期間

令和六年二月六日から道路の存続する日まで

（河川計画課）

公 告

公告第65号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるMicrosoft 365 Apps for Enterpriseの調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年4月9日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 Microsoft 365 Apps for Enterprise 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 調達をする物品等の利用期間 令和6年10月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 納入期限 別紙仕様書のとおり。
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるI S M S（J I S Q 27001:2014（I S O / I E C 27001:2013））認証を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を、令和6年5月9日（木）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課
電話024-521-7136

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において公告の日から令和6年5月9日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和6年5月20日（月）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階415会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年5月17日（金）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合

においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be required: Microsoft 365 Apps for
Enterprise for Fukushima Prefectural Information and telecommunications
network system
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 20 May 2024
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 17 May 2024
 - (4) Contact point for the notice: Digital Transformation Division, Information
and Statistics Section, Planning and Coordination Department, Fukushima
Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7136

(デジタル変革課)

公告第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画道路（三・四・一・二六号北沢又丸子線）の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画道路（三・四・一・〇号国道一一四号線、三・五・一・一五号須川町野田町線及び三・五・一・二三号山下町旭町線）の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県議会

福島県議会告示第三号

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年四月九日

福島県議会議長 西山 尚利

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年福島県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第五条第一項第三号中「保有個人情報保護」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改める。

第五条第二項第二号中「保有個人情報保護」を「保有個人情報（前項第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

(議会議務局総務課)

